

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- 漁港管理者の指定
- 土地改良区設立認可
- 土地改良事業認可
- 土地改良区設立認可
- 港湾区域の定めない港湾告示の一部改正
- 土地改良区換地計画の認可
- 炭を予防注射等の実施
- 土地の公用廃止
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会会議規則
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 第三種冷凍機械主任者資格試験の実施
- 火薬類取扱主任者試験等の実施

規則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠・藤 茂

鳥取県規則第六十二号

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則

則の一部を改正する規則

母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則（昭和二十八年五月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号の次に次の二号を加え、第十二号を第十四号とし第十三号を第十五号とする。

十二 政令第十一条の二第一項に規定する支払猶予申

請書様式第十一号の二

十三 政令第十一条の二第二項に規定する償還免除申請書様式第十一号の三

第一条 第一項に次の二号を加える。
 十五 第三条に規定する支払猶予決定通知書様式第十号
 十六 第四条に規定する償還金免除決定通知書様式第十六号

第二条の次に次の二条を加える。

第三条 知事は政令第十一条の二第一項による申請につき償還金の支払猶予を認めるときは、償還金支払猶予決定通知書を本人に交付する。

第四条 知事は政令第十一条の二第二項による申請につき償還未済額の全部又は一部の償還を免除するときは償還金免除決定通知書を本人に交付する。
 様式第十一号の次に次の二様式を加える。

(様式第十一号の二)

貸付年度 母子福祉資金償還金支払猶予申請書

決定番号 次のとおり 資金の償還金の支払を

猶予願います。

1 貸付金の総額
 2 償還未済額
 3 猶予期間 昭和 年 月から 昭和 年 月 日まで
 4 事由
 5 連帯借主の支払能力の有無とその実情

昭和 年 月 日

住所

氏名

連帯借主住所

氏名

保証人住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

備考

(1) 事由欄には事由の発生日月日原因現状など詳細記入のこと。
 (2) 疾病、負傷については医師の診断書を災害につ

ては、市町村長の証明書添付のこと。

(様式第十一号の三)

貸付年度 母子福祉資金償還免除申請書

決定番号 次のとおり 資金の償還金を免除願

います。

- 1 貸付金の総額
- 2 償還金未済額
- 3 免除を受けようとする額
- 4 事由
- 5 連帯借主及び保証人の支払能力の有無

住所

氏名

連帯借主住所

氏名

保証人住所

氏名

昭和 年 月 日申請の 資金の償還金の支払を 次のとおり猶予する。

(様式第十四号)

母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書

住所

氏名

鳥取県知事 氏 名 殿
 備考

事由欄には、死亡にあつては市町村長の証明書、心身障害にあつては、医師の診断書を添付のこと。

様式第十三号の次に次の二様式を加える。

- 1 貸付金の総額
- 2 猶予前の償還期間
- 3 猶予期間
- 4 猶予後の償還期間
- 5 事由

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

勤務評定実施要領(別表第四)中

X-1-A	X-1-B
X-1-C	X-1-D
仕事の正確さ	仕事の正確さ
勤 勉 さ	勤 勉 さ
規 律	責 任 感
責 任 感	規 律
積 極 性	知識又は技術
仕事の速さ	仕事の速さ
注 意	積 極 性
整理整とん	理 解
知 識	応 対
応 対	整理整とん
被 監 督 的 員 (単純労働者)	被 監 督 的 員 (雇、その他)

X-1-A
X-1-B
X-1-C
仕事の正確さ
勤 勉 さ
責 任 感
規 律
仕事の速さ
積 極 性
応 対
理 解
知 識
整理整とん
被 監 督 的 員 (雇、その他)

に

を

YCAC

勤務評定実施要領(別表第一)中

注 主管部長又は出先機関の長が第一次評定者を指名するときは、評定審査者と協議して指名するものとし、指名した第一次評定者を被評定者に周知させなければならない。

右以外の職員

所長又は所長の指名する第一次評定者

所長(第一次評定者)を指名したとき

10. 調整原点、調整得点及び評定得点は、勤務評定実施要領により記入する。但し、第二次評定者は、課、局、所内の同一評定要素群の職員をまとめて評定するものとする。

11. 成績順位は、第二次評定者が課、局、所内の同一評定要素群の者をまとめて記入し、評定得点が同点であつても同順位としないようする。

を

10. 調整原点、調整得点及び評定得点は、勤務評定実施要領により記入する。但し、第二次評定者は、課、局、所内の同一評定要素群(小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が五人以上ある場合においては、それぞれの職種のみ)の職員をまとめて評定するものとする。

11. 成績順位は、第二次評定者が課、局、所内の同一評定要素群(小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が五人以上ある場合においては、それぞれの職種のみ)の職員をまとめて記入し、評定得点が同点であつても同順位としないようにする。

に改める。

注 監督的下級職員については、次の区分によりそれぞれ別紙に記入する。

- X-1-A 臨時職員
- X-1-B 小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト（職種ごとに別紙とする。）
- X-1-C 以上の他の職員

を

附 則

注 (1) 被監督の下級職員については、次の区によりそれぞれ別紙に記入する。

- X-1-A 臨時職員のうち単純な労務に従事するもの（例 給仕、小使、雑役夫、道路手、農夫、船夫、汽缶士、寮母、線糸工、炊事婦）
- X-1-B 臨時職員でX-1-A以外のもの
- X-1-C 雇その他のうち守衛、給仕、小使、道路手、農夫、業手、牧夫、掃除婦、気缶士、水夫、交換手、運転手、技工、あんま師、調理士等単純な労務に雇用される者の職にあるもの
- X-1-D 雇、その他でX-1-C以外のもの

(2) 上記の被監督的下級職員のうち、小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が課、局、所内において五人以上ある場合には職種ごとに別紙とする。

に改める。

この訓令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十一号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項の規定により、羽合漁港の漁港管理者を次のように指定したから、同条第五項の規定により告示する。

昭和三十一年九月二十五日

漁港の名称	種類	所在地	管理者
羽 合	一	東伯郡羽合町	羽合町

鳥取県告示第四百四十二号

鳥取市大桝、菜引一寿外十四人の者から申請のあつた大満土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年九月十七日認可した。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、岩美郡福部村の行う土地改良事業について、昭和三十一年九月十五日認可した。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百四十四号

八頭郡河原町大字北村、北村喜好外十四人の者から申請のあつた河原町北村土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年九月十五日認可した。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百四十五号

昭和三十一年五月鳥取県告示第百八十三号（港湾区域の

教育委員会規則第一号)の全部を改正する。

鳥取県教育委員会会議規則目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 会議の開会および閉会(第七条—第八条)
- 第三章 議事
 - 第一節 議事(第九条—第十一条)
 - 第二節 動議(第十二条—第十五条)
 - 第三節 発言(第十六条—第十八条)
 - 第四節 採決(第十九条—第二十五条)
- 第四章 請願および陳情(第二十六条—第二十七条)
- 第五章 規律(第二十八条—第三十条)
- 第六章 懲罰(第三十一条)
- 第七章 会議録(第三十二条—第三十六条)

附 則 第一章 総 則

(この規則の目的)
第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十五条

の規定に基き教育委員会の会議(以下「会議」という。)に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

- 第二条 会議は、定例会および臨時会とする。
- 2 定例会は、毎月一回これを招集する。
- 3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、または委員三名以上の者から会議に附議する事項を示して請求があつたときこれを招集する。

(会議の傍聴)

第三条 会議は、傍聴させることができる。

(会議の招集)

第四条 会議の招集は、会議の場所および日時ならびに会議に附する事項を、あらかじめ、各委員に通知して行う。

2 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議の場所および日時ならびに会議に附する事項を告示するものとする。

第五条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定

の場所に参集しなければならぬ。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならぬ。

(会議の順序)

第六条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- 一 開会
 - 二 教育長の報告
 - 三 議事
 - 四 その他
 - 五 閉会
- 第二章 会議の開会および閉会

(開会および閉会の宣告)

第七条 会議の開会および閉会は、委員長がこれを宣告する。

(会議の時間)

第八条 会議は、午前十時から午後五時までとする。ただし、委員長は必要により会議にはかつて、これを變

更することができる。

第三章 議 事

第一節 議 事

(議事)

第九条 会議に提出された議案その他の事件を会議の議題とするときは、委員長がこれを宣告する。

第十条 委員長は、審議上必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。

第十一条 委員は、議題について教育長に説明を求めることができる。

第二節 動 議

(動議)

第十二条 委員は、動議を提出することができる。

第十三条 動議が提出されたときは、委員長は会議にかつて、これを議題としなければならぬ。

(動議の撤回)

第十四条 議題となつた動議は、会議の承認がなければこれを撤回することができない。

(撤回した動議の再提出)
第十五条 前条の規定によつて撤回した動議と同一の事件であつても他の委員がこれを発議し、または動議を提出することができる。

第三節 発言

(発言)

第十六条 発言しようとする委員は、委員長長の許可を得て発言しなければならない。

2 二人以上の委員が発言を求めたときは、さきに発言した委員に、同時に発言したときは、委員長が指名した委員に発言させるものとする。

第十七条 議題の審議中は、他の議題について発言してはならない。

第十八条 委員長は、質疑および討論がつきたと認めるときは、その終結を宣告しなければならない。

第四節 採決

(採決)

第十九条 委員長は、採決しようとするときは、その議

題を会議に宣告する。

2 前項の宣告があつた後は、その議題について発言することはできない。

第二十条 同一の議題について二つ以上の修正案が提出されたときは、委員長は、原案に最も遠いと認めるものから順次採決する。

第二十一条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。

第二十二条 採決宣告のとき議場にいない委員は、採決に加わることとはできない。

第二十三条 採決は、挙手または起立による。ただし、議決により投票によることができる。

2 前項による投票の方法は、委員長が会議にかつてこれを決める。

第二十四条 委員長は、異議のない議題については、前条の規定にかかわらず、直ちにその可否を宣告することがでる。

第二十五条 議決の結果は、委員長がこれを宣告する。

第四章 請願および陳情

(請願および陳情)

第二十六条 請願および陳情があつたときは、委員長は会議にはかつて採否を決定する。

第二十七条 請願および陳情の取扱手続については、委員長が別にこれを定める。

第五章 規程

(規程)

第二十八条 会議中委員が離席または退席しようとするときは、委員長の承認を受けなければならない。

第二十九条 委員が遅参したときは、その旨委員長に通告し、着席しなければならない。

第三十条 会議中は私語その他静肅を妨げる行為があつてはならない。

第六章 懲罰

(懲罰)

第三十一条 委員長は、懲罰事犯があると認めるときまたは委員二人以上の動議があるときは、会議の議決に

よつて次の懲罰を科することができる。

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

第七章 会議録

(会議録)

第三十二条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第三十三条 会議録は、委員長が事務局の職員のうちから教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

第三十四条 会議録には、出席委員のうちから委員長の指名する委員二人およびこれを調製した職員が署名しなければならない。

第三十五条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会ならびに開会の日時および場所
- 二 出席委員および欠席委員の氏名
- 三 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

- 四 報告事項
- 五 議事の概要
- 六 議題となつた議案および動議を提出した者の氏名
- 七 発言した者の氏名およびその要旨
- 八 議決事項
- 九 その他委員長または会議において、必要と認めたる事項

第三十六条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、昭和三十一年十月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高蔵

- 一日時 昭和三十一年九月二十八日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 事務局人事について

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条による昭和三十一年度鳥取県第三種冷凍機械主任者の資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験科目及び時間

試験科目

時間

高圧ガスの取締に関する法令および高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術

午前九時三十分から午後〇時三十分まで

高圧ガスの製造に必要な応用化学および機械工学の概要

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十一年十二月二日（日曜日）午前九時

時より

2 場所 米子市加茂町米子商工会議所（予定）

三 受験手続

次の書類を各二部ずつ（ただし写真は一葉）鳥取県経済部商工課に提出すること。

1 受験願書 高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）別表第十九様式による。

2 履歴書 同規則別表第二十様式による。

3 写真 眞 手札型願い出前六ヶ月以内に撮影したもので上半身正面撮影のもの。

裏面に撮影年月日、氏名、年令および「第三種冷凍機械主任者」と記載すること。

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部（正本一部）にはり付け消印しないこと。

受験手数料はいかなる理由があつても返しません。

五 受験願書提出期限

昭和三十一年九月二十九日まで

六 受験票

願書を受けつけた者には受験票を交付する。

鳥取県甲種および乙種火薬類取扱主任者ならびに丙種火薬類作業主任者資格試験の施行につき、次のように公告する。

昭和三十一年九月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 種類及び試験科目

甲種 乙種 丙種 火薬類取扱主任者 火薬類取締法令

試験科目 一般火薬学 信号焰管、信号火せんまたは煙火製造工場保安管理技術

口答試験 一般教養科目

二 試験の日時及び場所

